

発行所

株式会社FPシミュレーション

大阪府中央区平野町3-1-10 Tel :06-6209-7678

編集発行人:税理士 三輪 厚二 Fax :06-6209-8145

◆ 株式のクロス取引が急増

Q : 最近、株式のクロス取引が急増しているようですが、どうしてですか。

A : クロス取引とは、保有する株式を売却すると同時に、同一銘柄の株式を同一数量だけ買い戻す取引のことですが、源泉分離課税を利用できる今年のうちクロス取引を行って取得価額を引き上げておこうということから、取引が増えているようです。

【解説】

今年かぎりで廃止になる株式譲渡所得の源泉分離課税は、実際の取得費に関係なく、譲渡代金の1.05%の税額で課税関係が完結するというものですが、取得費が相当低いため譲渡益が多額になってしまうような銘柄の場合は、実際の譲渡益に課税される申告分離課税よりも、源泉分離課税のほうが有利になります。また、クロス取引を行うと、買戻し後の価額が新たな取得費となりますから、将来売却したときの譲渡益が少なくなります。

そんな理由からクロス取引が増えているのですが、平成13年9月までに取得した上場株式等を平成15年以後に譲渡した場合の取得費は平成13年10月1日における価額の80%相当額とすることができる特例もありますので、この特例と比較して、どちらが有利かを判断して行うとよいでしょう。

なお、このほかに長期保有上場株式等の100万円特別控除など様々な特例が設けられていますから、実際の取引に際しては、専門家に相談されることをお勧めします。

